

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 5 月 24 日現在

機関番号：14101  
研究種目：基盤研究(C) (一般)  
研究期間：2013～2015  
課題番号：25380085  
研究課題名(和文) 刑事手続における法科学の適正な利用に関する研究

研究課題名(英文) Forensic Science and Criminal Procedure

## 研究代表者

伊藤 睦 (ITO, MUTSUMI)

三重大学・人文学部・教授

研究者番号：70362332

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：米国における法科学システム改革をめぐる議論を参考としながら、裁判員制度のもとでの科学的証拠の証拠能力判断のあり方、その際の専門家証言の提示の仕方、吟味の仕方等につき検討し、また、鑑定プロセス全体の完全な記録化と弁護側が反証の有無・必要性等につき判断するに十分な情報の事前開示、データへのアクセスの確保、弁護側が独自に専門家の援助を受ける権利の保障と複数鑑定の保障等が、事実認定の適正化のためにも必要であることを指摘した。

研究成果の概要(英文)：In this study, I argued that, in order to prevent the potential danger of giving undue weight to evidence and testimony derived from imperfect testing and analysis, the prosecutors should be prohibit from introducing the scientific evidence, without providing the defendant with the opportunity of confrontation and effective examination of the expert witness, and should make the complete record of every forensic scientific test and disclose it to the defense, and that the defense should be guaranteed the right to have the assistance of experts of his/her own side.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：科学的証拠 証人審問権

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 米国では、全米科学アカデミー(NAS) 報告書(2009年)を契機として、不適切な科学的証拠を公判廷に持ち込んできた最大の原因が、いわゆるドーバート基準や裁判官の資質の問題ではなく、法科学のコミュニティにおける極端な閉鎖性と法科学の疑似科学性にあること、科学的証拠の証拠能力について議論するよりも前に、法科学のコミュニティそのものの改革が必要であることが認識された。

連邦最高裁もそれを前提として、法科学証拠を扱う際にも、科学的で信用できるからといって安易に許容性を認めるのではなく、対質権等の権利保障の観点から、例えば専門家に対する直接の吟味の機会を要求する等、基準を厳格化してきており、それを受けた各州でも、証拠法を改正するなどの動きを本格化させてきている。

(2) 日本においては、いわゆる科学的証拠の証拠能力との関係で、ドーバート基準等に関して紹介されることや、中立的鑑定機関の設立等の個別の提言がなされることはあるものの、証人審問権等との関連や証拠開示との関連等、鑑定資料の収集から分析結果の吟味に至るまでの一連の過程を総合的に検討した研究はあまりみられていない。

### 2. 研究の目的

本研究は、(1) 米国における、中立的鑑定機関の設立と法科学コミュニティ全体のパフォーマンスの向上、研究文化の確立、証拠収集から公判廷への提出までの一連の過程の記録化、データと理論の完全な情報開示、誤解を招かないような証言方法と証拠提出の仕方、公判廷での十分な吟味と反証を可能にするための、専門家の援助を受けることに関する当事者間の力の差異を埋め合わせる工夫、等を含めた、クライム・ラボ改革をめぐる議論を参考としながら、(2) 裁判員のもとでの科学的証拠の用い方に関して、事実認定の合理化・科学化に資するような鑑定書の作成プロセスの適正化、鑑定人の適格性についての手続的審査のあり方、公判での顕出方法と吟味の仕方、事後的検証の保障等について検討し直すことを目的とする。

### 3. 研究の方法

本研究との関係では、米国において、クライム・ラボ改革をめぐる議論、法科学と対質権、ノティス・アンド・デマンド法と伝聞規定、ドーバート基準との関係、証拠開示等に関係する数多くの学説資料、判例資料、調査報告と実験結果報告等の文献資料が存在する。オンライン上でのデータベース検索や、関係機関への照会を通じて、それらのデータ・資料を収集し、分析する。

また、クライム・ラボの専門家や改革を先導した研究者、法曹実務家への聞き取り調査

やアンケート調査等を用いて、文献資料からはうかがい知ることのできない、米国における法科学システムの現状と改革の実現度、裁判実務への影響如何等を明らかにする。

### 4. 研究成果

(1) 研究目的に照らして、法科学をめぐる米国での議論を確認するため、米国における判例・学説をあらためて分析・検討し、現地調査と聞き取り調査を実施して、次のような結果を得た。

すなわち、米国では、法科学的証拠に証拠能力を付与するためには証拠の信頼性が重要であると考えてきており、その際の判断基準として、かつてはフライ基準を用いていたが、現在ではドーバート基準を用いる法域が多くなっている。日本の文献では、厳格すぎたフライ基準がドーバート基準により緩和された、との理解のもと、日本ではフライ基準を参考にすべきだと主張されることも多いが、その理解は必ずしも妥当ではない。フライ基準は、当該特定の分野の専門家の間でその原理が一般的に承認されていることを求める点で、新奇の手法の採用には厳格である一方で、信頼性の判断を「専門家」に委ね、狭い専門家コミュニティの中で承認が得られていればよいとすることで、ジャンク・サイエンスの利用を正当化する危険があり、またいったん受け入れられて新奇なものでなくなると、それ以降の裁判で同種の証拠が用いられた場合に基準としての意味をなさなくなるという問題もはらんでいた。これに対して、ドーバート基準は、一つひとつの証拠について関連性と信頼性を審査する役割を裁判官に戻し、関連する分野での「一般的承認」のほか、理論や技術の検証可能性、ピア・レビューの有無、エラー率等のさまざまな要素につき実質的に評価するものであり、米国においてドーバート基準が採用されたのは、科学的原理の有効性と、問題となっている事実への具体的な適用の適切性に疑いのある証拠を排除するという裁判官のゲート・キーパー機能を高めるためであった。

しかし実際には、裁判官のゲート・キーパー機能は果たされず、特に、弁護側の提出する科学的証拠は採用されない一方で、訴追側の提出するものはフリーハンドで用いられることが多いことが指摘されてきた。2009年の全米科学アカデミー(NAS) 報告書は、この状況も踏まえた上で、現在の刑事裁判で用いられている法科学が客観的・中立的な科学の結果として信頼性をもって受け入れられるべきレベルには達していないことを厳しく批判した。そして連邦最高裁は、2009年の Melendez-Diaz 判決、2011年の Bullcoming 判決により、この状況を憲法上の対質権の観点から修正することを試みた。すなわち、訴追側が「中立的な科学的テスト」と称するも

のが本当に中立的で信頼できるかというのは明白ではない以上、分析等の結果を示した書面も通常の見証等と同様、対質の手続きなしで証拠として用いることは許されないものとされた。しかもその対質は、実施された分析等について本当に詳細に答えることができる者に対して行われなければならないことも明らかにされた。

もっとも、この連邦最高裁判決の影響力は、2012年のWilliams判決によって若干弱められたとも指摘されている。増大する専門家の負担に配慮して、連邦最高裁が、直接は分析に関与していない専門家が、別の専門家の分析結果から自身の意見を形成して証言することを認めたからである。下級審では、特に検死報告書(Autopsy Report)との関係で、検死当時は関与していなかった専門家が証言することを例外とする傾向があるという。しかし他方で、呼吸検査等の機器等のメンテナンスを行った者にも証言させるべきか否かが争点となる判例が多くみられるほど、直接の尋問の機会を付与するとの考えが浸透してきており、聞き取り調査によっても、Melendez-Diaz判決とBullcoming判決が原則であるとの理解が一般的となっていることも確認された。

(2) また、法科学の疑似科学性をめぐる議論をもとに学説から主張されてきた、何がテストされ、誰がテストを行ったか、テストで用いられたプロトコルと、逸脱の有無の確認、テストにより生み出されたデータと結果ないしは判定されたデータ、結果に関する検査者の解釈とそこから生じる結論、統計的算定の手法と結果、テストの結果、判定ないし意見の妥当性に影響する可能性のある情報を、素人にも理解できるようにした説明を加えた上で示すという「完全な記録化」が、証人尋問の機会を実効性あるものとするために必要だとの議論が、法科学の領域のみならず、通常の見証の開示をめぐる議論にも派生し、新たな展開を生じさせていることも確認された。その動きは、DNA鑑定や歯形鑑定などをめぐる過去の悪質な誤鑑定や、それとかわる検察官の不正行為が明らかとされたことその他、イノセント・プロジェクトの活動の影響等も受けているようであるが、例えばノースカロライナ州では、捜査機関の手控えなども含めた全ての記録をファイリングした上で全て開示の対象とするオープン・ファイル政策を採用した上で、検察側が故意に情報隠しなどを行った場合には刑事罰に問われることを明記し、テキサス州では、証拠の重大性があるかどうかにかかわらず、関連性のある証拠は全て開示する制度を取り入れる等の法改正が進められ、その他の州にも広がりを見せていることが明らかとなった。

(3) 以上に述べたことその他、自己に有利な

専門家を確保するための当事者同士の力の差異をどう埋めるかについての議論、当事者の鑑定として互いに異なる鑑定を用いることが適切なのか、それとも裁判所の鑑定を共同で用いることが適切なのかということに関する議論、鑑定のうちでも責任能力に関する精神鑑定に関する議論等、様々な議論を踏まえ、日本の問題状況に照らしあせて、あるべき鑑定の用い方につき検討した。

すなわち、日本では、もともと「科学的原理」の「理論的正確性」が証拠能力の要件とはされていない上、裁判員制度のもとでは、公判前整理手続の段階で科学的証拠の信頼性を一から検討してその信頼性の有無、程度を実質的に判断してしまうような本格的な審査は妥当ではないこと、アメリカの陪審とは異なり、職業裁判官が「防波堤」となり、「科学的証拠の持つ危険性」を現実化させないことが見込まれる等から、証拠能力について厳格である必要はないとする見方も提示されている。その背景には、個々具体的な科学分析の方法は、専門家が研究を重ねて実用化にまで到達させたものだとの認識があり、そのため、明らかに不合理な点や検査者の技術に重大な疑問がある場合などを除いては証拠能力を否定する必要はないとの考えがある。しかし、従来から指摘されてきているとおり、科学的証拠については、捜査・裁判で用いられた具体的方法が科学原理・技術の適切な応用であるかが問題とされていることからすると、事実認定者が適切に評価しうるような実証的データが不足し、信頼性・有効性が検証されていないものについては証拠能力を安易に肯定すべきではない。少なくとも専門家に対して直接吟味する機会が保障されなくてはならないし、専門家の証言には法執行機関との関係でのバイアスが生まれやすいこと等もふまえると、鑑定書の作成の真正さを問うだけでなく、鑑定の正確性・信頼性に関わる事情を明らかにする尋問が必要であり、鑑定人の資格や能力、鑑定資料の収集・保管の状況、用いられた手法の基礎となる科学的原理の確かさとその応用の適切さ、個々の鑑定の具体的検査手法の適切さ、データと評価の適切さ、結論の妥当性等の判断に十分な情報が引き出されるものでなければならない。また、最近では、裁判員の前でのプレゼンの仕方やパワーポイントの表示についても、公判前の段階で綿密に検討されているとのことであるが、裁判員に対する誤導を回避するためには、鑑定の意義と限界を明確にすることが必要であり、公判前の段階で、誤解や言い過ぎを避けるような情報提供の仕方を検討しておくことも求められる。

弁護側が公判廷で証人尋問を有効に行うためには事前の情報開示が必須であり、司法研修所などから勧告されてはいるものの、弁護士への聞き取り調査による限り、十分な開

示がなされているとまではいえる状態になく、鑑定の一連の過程について不透明なところは多く残っている。しかも、かりに情報が開示された場合でも、弁護側が関連する分野の専門家の助言を得て、反証まで用意することは難しい。科警研・科捜研で独自に発展した技法についてはとくに弁護側が当該分野の別の専門家を得ることができず、他の分野の専門家に頼らざるをえない上、そのような専門家に、科警研等が行った個別の判断を批判することを超えて訴追側の専門家の研究を再現させ、同等に広範囲な実証研究等による反証を求めることはできないからである。

以上のような問題状況を踏まえ、本研究では、研究目的の全てを達成することはできなかったものの、以下のような指摘をすることができた。すなわち、本来は、データ等が明らかにされて客観的検証可能性が確保されない限り、科学的証拠の証拠能力を否定すべきであるし、捜査機関とは独立した中立的鑑定機関を設けること、弁護側がデータに自由にアクセスできるようにすること等が求められるところであるが、それができなくとも、裁判所の鑑定人を被告人のための鑑定と位置づけて、被告人の防御にとっての必要性がある限り広く鑑定を認めること、結果およびその証拠化についても弁護側にコントロールを委ねること、少なくとも、弁護側が詳細なデータをもとに他の専門家の意見を求め、防御権を行使できるようデータの完全な記録化をすることなどが必要であること、そして、訴追側の立証に対して合理的疑いを投げかけるために提出された弁護側の鑑定については、信頼できない可能性があるというだけで排除するのではなく、緩やかに証拠能力を認めることが防御権行使の実現のためには望ましいことなどを明らかにした。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

伊藤睦、精神疾患のため17年間公判が停止されていた被告人につき、訴訟能力の回復の見込みがないとして手続を打ち切った事例、新・判例解説 Watch16号、査読有、2015年、185～188頁

伊藤睦、専門家証人にどう立ち向かうか、季刊刑事弁護 84号、査読無、2015年、43～48頁

伊藤睦、証拠開示の運用と全面開示の展望、法律時報 85巻9号、査読無、2013年、95～100頁

伊藤睦、取調の可視化と証拠法、法律時報 85巻9号、査読無、2013年、69～74頁

[学会発表](計1件)

伊藤睦「えん罪をなくす原点とは何か PART 法制審における証拠開示議論のレベルを乗り越えるために」大阪弁護士会(招待講演) 2014年5月29日、大阪弁護士会館(大阪府大阪市)

[図書](計2件)

伊藤睦、他、法律文化社、葛野尋之他編著、判例学習・刑事訴訟法、2015年、189～193頁、203～236頁、249～252頁(総ページ337頁)

伊藤睦、他、日本評論社、川崎英明他編著、刑事訴訟法理論の探求、2015年、123～138頁(総ページ263頁)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

伊藤 睦 (ITO MUSTUMI)  
三重大学・人文学部・教授  
研究者番号：70362332